

転用するための改修工事を行い、平成25年度から民間事業者に移管する予定としております。

今後も、小・中学校や地域の関係団体、社会福祉協議会などと連携を深め、「本市の宝」である子ども達のために、子育て支援の充実を図ってまいります。

### 障がい福祉等の充実

市内の就労支援事業所である「まつぼっくり事業所」お菓子屋があれば「F&Y境港」では、障がいのある方が、日中の作業・就労を通して、地域社会とのつながり、仲間とのふれあいなど、役立ち感を得ながら、生き生きと働いておられます。

今後も、障がいのある方が、自立した生活を送るための就労支援をはじめ、必要な時に相談できる体制の充実、交流の場を通じた社会参加の促進、障がいの種別や程度に関わらず必要な福祉サービスや支援を受けられ、できる限り住み慣れた地域でくらすことができる環境づくりに努めてまいります。

また、精神疾患治療による医療機関の受診者は、全国的に増加傾向となっています。

国の地域自殺対策緊急強化事業として、本市では平成21年度から3年間、精神疾患の理解と

啓発のため、研修会や講演会に取り組んでまいりました。

全国での自殺者は平成10年から13年連続で3万人を超えており、この緊急強化事業が、さらに3年間延長されることとなりましたので、平成24年度からの新たな取り組みとして、教育委員会などと連携して、精神疾患の予防のために、考え方や行動の基盤を形成する思春期の子ども達を対象にした「いのちところをはぐくむプロジェクト」に取り組んでまいります。

### 国民健康保険と介護保険

国民健康保険費特別会計につきましては、平成24年度以降大幅な財源不足が見込まれることから、本市国民健康保険運営協議会に保険税の改定について諮問しておりましたところ、1月31日、協議会から「国民健康保険財政を健全に運営するために、被保険者の経済的負担を考慮した上でなお、保険税の改定により保険税収入を確保することもやむを得ないとの結論に達し」一人当たりの保険税を平均10・2%引き上げることが適当とする答申をいただいたところ

であります。

国民健康保険制度は、国民皆

保険の基盤をなすものですが、財政基盤が脆弱であるという構造的な課題を抱えておりますので、市としても、一般会計からの繰り入れを検討するとともに、国に対しては、全国市長会を通して、国民健康保険事業の財政基盤を強化するため国庫負担を拡充するよう、繰り返し働きかけていく考えであります。

また、介護保険制度では3年ごとに事業計画を見直すこととされており、2月22日の本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において、平成24年度からの第5期事業計画案が了承されたところであります。

計画では、高齢者が住みなれた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して生活できるように、介護サービス基盤の整備・充実を図るとともに、特に、健康づくりと介護予防の取り組みをはじめ、認知症対策、地域見守り支えあい体制の構築、保険給付の適正化などに重点的に取り組むこととしております。

さらにこの中では、今後3年間の介護給付費等の見込みをもとに、平成24年度からの65歳以上である第一号被保険者の介護保険料の設定を行っており、介護サービス受給者の増加や、財政安定化基金からの貸付金の償還分が加わることなどにより、

月額基準額は、現在の4567円から5980円に大幅な引き上げとなったところであります。

国民健康保険税のみならず、介護保険料の引き上げと、市民の皆様には大きな負担増となりますが、制度を健全に維持していく上で必要不可欠なものとして、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 市民の健康づくり

市民の健康保持・増進を図るため、各種検診の定期的な受診により疾病の早期発見・早期治療を促進するとともに、市民が自分自身の健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身につけていただけるよう、健康教育等に引き続き取り組んでまいります。

特に検診につきましましては、5歳刻みの節目の年齢に達した方に、乳がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診の無料クーポン券を発行し、検診の受診を促す「がん検診推進事業」を継続して実施します。

また、がん検診等の受診率向上に向けて、健康づくり地区推進員等とともに啓発活動を進めるほか、中学校1年生から高校1年生までと平成23年度に1回以上接種した高校2年生の女子を対象に「子宮頸がん予防ワク

チン」の接種費用の全額助成を引き続き実施することとしております。

### 可決された主な議案

#### 平成24年度予算

一般会計は148億8千万円で、前年度に比べ7・8%の増となつております。

また、特別会計を含めた全会計では、前年度に比べ5・6%増の247億3484万5千円となります。

※概要については、別冊「境港市の予算」をご覧ください。

#### 平成23年度予算

■一般会計補正予算(第4号)

##### 歳出

##### 人件費

基礎年金拠出金に係る公的負担金率が改正されたことに伴い、共済費を1358万円余を増額。

##### 総務費

夕日ヶ丘地区の定期借地契約の締結に伴い、境港市土地開発公社等からの土地購入費3242万円余、市税等過誤納金還付金として、固定資産税の課税誤りなどに伴う還付金7440万円などをそれぞれ増額。

## 【民生費】

特別会計への繰入金として、国民健康保険費特別会計へ6793万円余、介護保険費特別会計へ1633万円、障がい者福祉サービス利用者の増加に伴い、障がい者自立支援給付費3036万円などをそれぞれ増額。

## 【衛生費】

済生会境港総合病院が実施している救急医療の運営経費に対する助成金2500万円を増額。

## 【農林水産業費】

市場事業費特別会計への繰入金41万円余などを増額。

## 【土木費】

渡漁港の改修に併せて中海護岸沿いに道路を新設するための用地取得費等2152万円余などを増額。

## 【消防費】

消防団活動の安全確保のため、無線機や救命胴衣の整備経費128万円余などを増額。

## 【教育費】

小学校の管理費として、燃油単価の上昇などにより不足する燃料費471万円余、支給対象者の増加に伴う幼稚園就園奨励費106万円余などをそれぞれ

増額。

## 《歳入》

歳出に伴う国・県支出金などを増額するほか、財源として地方交付税と基金繰入金を増額。

以上により、歳入歳出それぞれ3億4950万1千円を増額し、予算総額を147億6532万2千円としました。

なお工期や納期の関係などにより年度内に事業の完了が困難である中海護岸整備関連事業など5事業につきまして、繰越明許費を設定し、翌年度に予算を繰り越しました。

## ■国民健康保険費特別会計補正予算

医療費の増加に伴う療養給付費や過年度に概算払いを受けた国費の精算に伴う返還金など6346万3千円を増額し、予算総額を40億6889万円としました。

## ■下水道事業費特別会計補正予算

基礎年金拠出金に係る公的負担金率が改正されたことに伴う人件費68万円を増額し、予算総額を21億346万2千円としました。

また、工期の関係などにより年度内に事業の完了が困難であ

る下水道管渠事業など2事業につきまして、繰越明許費を設定し、翌年度に予算を繰り越しました。

## ■介護保険費特別会計補正予算

居宅介護サービス等の利用件数の増加に伴う保険給付費や過年度に概算払いを受けた国費等の精算に伴う返還金など1億2357万7千円を増額し、予算総額を30億8250万5千円としました。

また、工期の関係により年度内に事業の完了が困難である介護保険システム改修事業につきまして、繰越明許費を設定し、翌年度に予算を繰り越しました。

## ■市場事業費特別会計補正予算

市場関係者詰所の中途退室による財源不足を、一般会計から繰り入れ、あわせて、財源振替を行いました。

## ■財産の取得

市民スポーツ広場に隣接する旧セルフミン生産協同組合跡地に公園墓地を整備するため、面積約2万6330平方メートルの土地を境港市土地開発公社から取得しました。

## ■一般会計補正予算(第5号)

実施するための「道路整備等基金」を造成するため、同基金への積立金5589万7千円を増額しました。

歳入では、その財源として、

国庫支出金を増額し、予算総額を148億2121万9千円としました。

## ■「境港市税条例等」の一部改正

「東日本大震災からの復興に關し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る臨時特例に関する法律」の制定など、地方税に係る法改正に伴い、平成26年度から10年間、個人の市民税均等割額を500円増額するなど所要の改正を行いました。

## ■「市長等の給与の特例に関する条例」の一部改正

市長の給与を20%、副市長の給与を15%、教育長の給与を10%それぞれ減額する期間を、平成24年9月30日まで延長しました。

## ■「境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の一部改正

平成18年に実施した給与制度の大幅な見直しに伴い、給与が減額となる職員への経過措置を

段階的に廃止しました。

## ■「機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例」の制定

市長部局を4部体制から5部体制へと改編することに伴い、境港市事務分掌条例など関係条例を改めました。

## ■「境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例」の一部改正

職員の休暇について、職員採用や退職などの時期と合わせ、より効率的な運用を行うため、1月から12月までの暦年で管理していたものを4月から3月までの年度による管理に改めました。

## ■「境港市非常勤の職員の設置に関する条例」および「教育委員会所管嘱託員(非常勤)の定数及び給与に関する条例」の一部改正

外国の方が国内で就労するとき、その居住期間が1年に満たない場合は高い所得税率が適用されますが、国際交流員および英語指導助手が不測の事態で居住期間が短くなると、来日する際に定めた税控除後の報酬額を下回ることがあるため、報酬の限度額を引き上げました。